

# 伊王島小学校いじめ防止基本方針

本校教育目標「夢や希望を持ち 力を合わせて 時代を生き抜く児童生徒の育成」を目指し、全ての子どもと大人が「いじめはどの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもちつつ、いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。そのために本校では、いじめられている子どもの立場に立ち、学校が徹底して守り通すという姿勢を日常の教育活動を通して示し、安心と信頼の教育環境という土壌を築くとともに、いじめをする子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。学校と保護者、地域、関係機関が連携協力を努める。それらを念頭に置き、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

学校教育目標「夢や希望を持ち  
力を合わせて 時代を生き抜く児童生徒の育成」  
【めざす児童生徒像】  
夢や目標を語り、実現に向けて自ら学ぶ自律型学習者  
【3C…挑戦・協働・感謝】  
Challenge・Collaboration・Contribute

## いじめ対策委員会

### <担当職員>

- 校長
- 教頭
- 教務主任
- 生活指導主任
- 養護教諭
- 特別支援学級担任

★個々のいじめの疑いがある事案については、学級担任や関係職員も入る。

### <専門員・外部関係者>

- 主任児童員
- 学校評議員
- SC, SSWの派遣要請  
(必要に応じて)

### PTA・地域との連携

★伊王島小中学校PTA・伊王島小学校区子どもを守るネットワーク・伊王島中学校区育成協と連携して、「いじめ防止」を図る。

### 関係機関との連携

★長崎市教委学校教育課生徒指導係、教育研究所、大浦警察署伊王島警察官駐在所と連携して、「いじめ防止」や「いじめ対応」を行う。

### 児童会活動

★進んでよりよい学校、みんなが仲良く明るい学校をつくろうという児童会組織を作り、自主的に活動を行う。

(いじめの定義) 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。 ※いじめ防止対策推進法から抜粋

## いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

### いじめの防止

★ いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの育成を図る。

- ①校内指導体制の確立      ②教師の指導力の向上      ③人権意識と生命尊重の態度の育成
- ④道徳的実践力を培う道徳教育の充実    ⑤子どもの自己肯定感の育成
- ⑥子どもの自己指導能力の育成      ⑦家庭・地域、関係機関との連携強化
- ⑧学校基本方針の周知      ⑨学校基本方針による取組の評価      (※いじめの防止：第15条)

★長崎市いじめ防止基本方針を参照する。

### いじめの早期発見・報告

★ 子どもに関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的取組の第一歩である。日頃から子どもの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、定期的なアンケート調査や教育相談をするなどして、子どもがいじめや悩みを話しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ①教職員による観察や情報交換      ②定期的なアンケート調査や個人面談の実施
- ③教育相談体制の整備    ④情報の収集    ⑤相談機関等の周知      (※いじめの早期発見：第16条)

### いじめに対する措置・対応

★ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。どんな小さなものであっても、管理職へのすみやかな報告を行う。

- ①いじめの発見や相談を受けたときの対応      ②組織的な対応
- ③いじめられた児童及びその保護者への支援    ④いじめた児童への指導又はその保護者への助言
- ⑤集団への働きかけ      ⑥ネット上のいじめへの対応

(※いじめに対する措置：第23条)

### 重大事態発生時の迅速適切な取組

★ 重大事態が発生した場合には、迅速に調査を行うとともに、長崎市教育委員会へ迅速・適切に報告を行う。また、事案について重大事態かもという危機意識を常にもち対応する。

- 重大事態： ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合  
②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合  
③その他の場合

報 告： 学校長→長崎市教育委員会→市長

※長崎市いじめ防止基本方針を参照する

# いじめが発生した場合の適切・迅速な対応

## いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

## 情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

## 学級担任・生活指導主任へ報告

→ 直ちに報告する。

## 教頭・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

## いじめ対策委員会

## 関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、所轄警察署に相談し、適切に援助を求める。

## 被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- ★児童の心の痛みを軽減するように努める。

## 加害児童への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

## 保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。

## いじめのチェックリスト

★いじめの早期発見のためには、子どもの発するサインを見逃さない。

★「どうかな」と思ったら迷うことなく、個人面談や情報収集を行う。

★表情やしぐさ等の変化等に十分気を付けて観察をする。

□子どもが発するサイン→①からだや体調 ②しぐさや態度 ③友達との関係 ④生活面

□学校の生活場面の観察→①学級の雰囲気 ②登校時や朝の会 ③授業時間 ④昼食時 ⑤休み時間

⑥掃除や諸活動 ⑦学級活動や班・係活動 ⑧放課後

## 令和6年度 年間活動計画

月	活動内容	月	活動内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年度始めの職員会議</li> <li>・特別支援小中合同情報交換</li> <li>・心のアンケート・個人面談</li> </ul>	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート・個人面談</li> <li>・児童理解の会</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート・個人面談</li> <li>・児童理解の会</li> </ul>	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価の実施</li> <li>・心のアンケート・個人面談</li> <li>・児童理解の会</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート・個人面談</li> <li>・児童理解の会</li> </ul>	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート・個人面談</li> <li>・児童理解の会</li> <li>・学期末職員会議「いじめ対策反省」</li> <li>・学校評価の集計</li> <li>・特別支援小中合同情報交換</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート・個人面談</li> <li>・学期末職員会議「いじめ対策反省」</li> <li>・保護者面談</li> <li>・児童理解の会</li> </ul>	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期始めの職員会議「基本方針の徹底」</li> <li>・心のアンケート・個人面談</li> <li>・児童理解の会</li> </ul>
8月		2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート・個人面談</li> <li>・児童理解の会</li> <li>・学校評価関係者評価</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学期始めの職員会議「基本方針の徹底」</li> <li>・心のアンケート・個人面談</li> <li>・児童理解の会</li> </ul>	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価結果の公表</li> <li>・年度末職員会議「いじめ対策反省」</li> <li>・心のアンケート・個人面談</li> <li>・児童理解の会</li> <li>・特別支援小中合同情報交換</li> </ul>

なや そだん まどぐち

【いじめ・悩み相談窓口】

相談できる場所	電話番号	相談時間
けんきゅうじょ 長崎教育研究所 教育相談室	0120-556-275 <a href="mailto:soudan@nagasaki-city.ed.jp">soudan@nagasaki-city.ed.jp</a>	月～金 9:00-16:00
じいけん 子ども権利10番	0120-007-110 メール・LINE相談あり	月～金 8:30-17:15
けいさつほんぶしょうなんか 長崎県警察本部少年課ホトセンターヤングテレホン	0120-786-714	月～金 9:00-17:45
わかものそうごう 長崎子ども・若者総合相談センター(ゆめおす)	095-824-6325 <a href="mailto:yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp">yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp</a>	月火水金土 10:00-18:00
24時間子どもSOSダイヤル	0120-078-310	毎日 24時間
チャイルドライン	0120-997-777	毎日 16:00-21:00
長崎子ども相談センター	095-829-1122	月～金 9:00-17:30
長崎のちの電話	095-842-4343	9:00-22:00 第1・第3土曜日は24時間
きんきゅうれんはんごき 【緊急連絡先】		
機関名	電話番号	相談時間
ちゅうざいしよ 伊王島駐在所	095-898-2001	
伊王島小中学校	095-898-2020	月～金 8:15-16:45